平成２４年度
沖縄県商工会連合会・市町村商工会
臨時職員登録者募集要項

平成２４年度の臨時職員の採用に関して、以下のとおり登録者を募集します。

1. 応募条件：
   ① 年齢：不問
   ② 資格：
      イ）経営指導員
         四年制大学卒業者又は下記の一に該当する者
         - 商工鉱業行政及び税務、労働等の部門の公務員であった者
         - 商工鉱業指導団体（例：中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会、商工会議所、法人会、青色申告会等）の常勤役職員であった者
         - 商工鉱業関係組合（例：事業協同組合、商工組合等）の常勤役職員であった者
         - 弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士又はその補助者であった者
         - 企業の総務、企画、経理、営業等の部門を専門的に担当していた者であって、相当の責任ある地位にあった者

      ロ）庶務・経理（補助員・記帳専任職員）
         高校卒業者であって簿記 3 級以上の合格者であり、企業・団体等の総務、経理部門等に勤務した経験のある者。

2. 応募方法：
   下記の提出書類を提出し、本会が受理した時点で登録となります。
   【提出書類】
   ① 履歴書（沖縄県商工会連合会指定）
   ② 簿記並びに公的資格等の登録資格を証する書類の写し

   【提出先】
   〒901-0152
   沖縄県那覇市小禄 1831 番地１　沖縄産業支援センター6 階
   沖縄県商工会連合会総務課人事管理室（遠隔地の場合のみ郵送可）

【受付時間】

月曜日～金曜日（休日を除く）の８時３０分～１７時１５分

3. 有効期間：

登録の有効期間は平成２５年３月３１日までです。提出書類に変更がある場合は、その都度新たに提出し直してください。また、登録期間中に登録を取り消す場合はその旨をご連絡ください。

4. 職務内容：

職員が産休、育児休業、病気休暇等を取得した際の代替業務。

5. 賃金等：

採用となる市町村商工会等における臨時職員の任用及び勤務条件等による。

6. 勤務時間：

８時３０分～１７時１５分

7. 休日：

土日祝祭日。

但し、イベント等を実施する際に休日出勤を行う場合があります。

8. 採用者の決定：

候補者の中から選考（面接）を経て採用者を決定する。

9. 任用期間：

産休又は育児休業の取得等による職員の欠員期間内とする。

10. 登録から採用までの流れ

沖縄県商工会連合会に臨時職員希望者として登録

↓

市町村商工会等で職員の休業等に伴う欠員（予定を含む）

↓

登録者の中から候補者を選定し、選考（面接）の上、採用を決定

↓

臨時職員として市町村商工会に採用（任用期間は職員の欠員期間内とする）

11. 注意事項

臨時職員として採用されると採用した市町村商工会の職員服務規程の適用を受け、業務上知り得たことについての守秘義務が生じます。職種、業務内容によっては、会員事業者の方のプライバシーに関することを取り扱いますので、勤務される場合は十分に注意をしてください。

12. その他

- この登録は採用を保障するものではありません。
- 採用選考は、各市町村商工会等の必要に応じて行われますので、登録期間内に採用されない場合もあります。
- この登録は正職員への任用を前提にするものではありません。